◎浦田時計側製造工場（
所在地 東京市本所區柳島梅森町二
労働者 一九名
参加者 全員
争議経過
右工場ニ於テハ職工二十九名ヲ使用シ時計側ノ製造ヲ為シ居リシカ近来財界不況ニ影響セラレ営業困難トナリ遂ニ会社ハ職工ニ対シ賃金一割ノ値下ヲ申出タルニ職工ハ之ニ応セス値下ニ応シ難シトシ物別レトナリ六月一日ニハ会社ハ職工ニ解雇ヲ申渡シタルカ同九日ニ至リ争議解決ス
一、職工側ハ工場主ヨリ提出セル一割値下ヲ承認ス
一、工場主ハ職工ニ対シ当月勤労賞与トシテ一人二円ヲ支給スルコト

一、工場主ハ職工ニ対シ賃銀ハ日給三円平均ニテ不況ノ為減給セリ
一、工場主ハ職工ニ対シ自今賞与トシテ九分ノ割合ヲ以テ支給ス
同ノ賃銀ハ日給平均三円ニ対シ一分ノ割合ヲ以テ支給スルコト
◎合同紡績株式会社工場（六、一一―六、一五）
所在地 大阪市浪速區高岸町一二三
労働者 従業員五〇名（内女三九名） 係官 大阪府職業労働課
参加者 女一一〇名
争議経過
一般女工ノ深夜業廃止ノ結果男工ニ比シ待遇低下セリトテ内心不平ヲ抱キシカ偶々天満工場ノ待遇改善ニ刺激サレ呈シ実ニ陛下ノ御還幸ヲ祝シ配付セル賞与ヲ…

財團法人 協調會